

法律の規定に基づき、地域の実情を踏まえた
衆議院議員小選挙区の区割りの改定を求める意見書

(原案可決)

本年6月17日、衆議院議員選挙区画定審議会より衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告が行われ、北海道では第3区、第5区において区割りの改定案が示された。行政区域が広大な北海道では、地方自治法155条第1項に基づき支庁が設置されており、北海道の総合振興局、振興局は、都道府県知事の権限に属する事務を分掌し、市町村と連携協力を図りながら地域の課題に即応した行政運営と地域の特性や地域住民の意向に配慮した政策を効果的・効率的に推進する役割を担っている。今回示された改定案は、北海道第5区に属する石狩振興局6市1町1村のうち石狩市を北海道4区、北海道3区のうち札幌市白石区の一部を北海道5区へ編入する案となっており、振興局の市町村を分断する区割り改定は地方の実情が国政に反映しにくい状況が生じることが懸念される。

また、衆議院議員選挙区画定審議会設置法における区割りの改定案は国勢調査の人口に基づき行うこととなっているが、衆議院議員選挙区画定審議会では、法律に定めのない第49回衆議院議員総選挙の当日有権者数において較差2倍以上となっている状況なども考慮する、という項目を区割りの改定案の作成方針に追記し、令和2年国勢調査人口においては較差2倍となっていない北海道3区、北海道5区を改定対象として区割り改定案を作成している。法の規定を超え、一票の格差を是正するためだけに半ば強引な区割り変更を行うことは、従来からの一体性のある地域連帯や絆を分断することとなり、地域協議を行う余地さえ与えない拙速な区割りの改定は、恵庭市議会としても許容できないものである。

よって、恵庭市議会は国に対し、区割りの改定については下記の事項を十分考慮した上で、慎重に行うことを強く要望する。

記

1. 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第1項の規定に即さない区割りの改定案は認めないこと
2. 北海道の広域性や人口の偏在といった地域事情に十分配慮し、区割りの改定においては地域協議や調整の猶予を与えること
3. 経済圏、生活圏、歴史、文化といった地域の一体性を考慮し、市町村の健全な発展と地域の実情を踏まえた区割りの見直しを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月13日

北海道恵庭市議会

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

(原案可決)

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

1. 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
2. テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
3. 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
4. テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
5. 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年10月14日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）、デジタル田園都市国家構想担当大臣 宛各通

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書

(原案可決)

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2～6級に該当する場合は補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされているが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっていない。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわる。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘している。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されているが、自治体によって制度の内容が大きく異なっている。また、成人については、制度そのものがない自治体もある。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきである。よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 一、国の財政負担により、全ての年齢における軽度・中等度難聴（児）者等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年10月14日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 宛各通

北朝鮮によるミサイル発射に断固抗議する決議

(原案可決)

北朝鮮は、今年に入り弾道ミサイルを立て続けに発射しており、特に9月25日以降短期間に幾度も発射を繰り返すという、これまでにないペースでミサイル発射を繰り返している。

さらに10月4日に発射された弾道ミサイルは、前回の平成29年9月15日に続き我が国の上空を通過して、太平洋上に落下したとのことであり、これは国民の生命や安全を脅かす極めて重大かつ深刻な事態である。

このような行為は弾道ミサイル技術を使用した発射を行わないよう北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議を無視するものであり、地理的に近い北海道としても道民の生命と財産を守る観点から憂慮に耐えず、断じて許すことはできない。

よって恵庭市議会は、連続して強行されている北朝鮮の軍事的暴挙に対して、抗議と非難の意を強く表明するとともに、弾道ミサイル発射をはじめとする、あらゆる軍事的な挑発行為を放棄する事を強く求める。

以上決議する。

令和4年10月14日

北海道恵庭市議会